

盛岡広域振興局長告示第41号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年4月16日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200097	社会福祉法人敬愛会	社会福祉法人敬愛会	紫波郡矢巾町広宮沢第1地割2番地514	平成25年4月30日

2 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101741	株式会社あひるケアサプライ	福祉用具のあひる	岩手郡雫石町繫第5地割104番地1	平成25年4月30日

3 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101741	株式会社あひるケアサプライ	福祉用具のあひる	岩手郡雫石町繫第5地割104番地1	平成25年4月30日